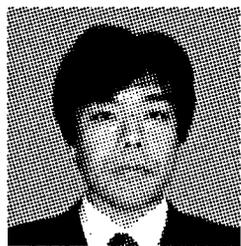


著作権は相対的独占権であり、他人の著作物と類似していても独自に創作したのであれば侵害とはならない。同じ知的財産権である特許権が絶対的独占権であり、他人の発明とは独立して発明しても侵害となり得ることとは対照的である。著作権の活用とは、著作権固有の特徴を利用して著作権者を他人よりも有利な立場に置くことである。著作権法は、表現を保護するがアイデアは保護しない、権利の束と言われるように多数の権利がある、創作と同時に権利が発生するなど特徴的な側面を認識しなければ、著作権を有効活用できない。

# 弁理士が説く 知財戦略

日本弁理士会著作権委員会委員長  
井上 正



発表の機会を与えられるクリエイターであり、ユーザーとの境界線は明確

## デジタル化で重要性増す

また、自らが権利者として著作権を活用する場合だけでなく、他人の著作権を活用することも考える必要がある。従来は、小説家、音楽家など一部の人のみが、創作物

### 著作権契約

に引かれていた。クリエイターとユーザーとの境界線が無くなってきている現在、他人の著作権の活用は重要である。もはや、著作権に無関係な人々は存在しないのである。

#### 侵害も容易に

デジタル・コンテンツ

は、コピーや改変の容易性、不可視性、オリジナルとコピーとの区別が困難、瞬時に全世界への発信が可能などの特徴がある。これらの特徴は、コンテンツの創作を容易にする一方、第三者による侵害や、侵害品のばら撒きも容易としている。ま

れていないデジタル・コンテンツにコピー制御プログラムを付加し、コピー制御プログラムの検出に応じてコピーを制限するものである。第2に、デジタル・コンテンツ自体を暗号化し、復号可能な電子装置でのみデジタル・コンテンツにアクセスできるようにするものである。保護手段の実効性を確保するために、著作権法

た、一度侵害品がばら撒かれると、実質的な回収は不可能である。侵害品は収束するどころか、発散してしまう。デジタル・コンテンツの特徴を考慮した著作権の保護手段としては、大きく分けて次の2種類がある。第1に、暗号化さ

では、技術的保護手段の回避は私的使用の複製の権利制限から除外されている。さらに、著作権法ではデジタル・コンテンツを保護するために、著作権管理情報が埋め込まれているデジタル・コンテンツにおいて、そのような著作権管理情報の除

去なども侵害とみなされる。デジタル・コンテンツは、デジタルであるがために侵害が容易である一方、侵害品であるかどうかの判断も容易であるとも考えられる。コンテンツのデジタル化によるデメリットを逆手に取り、メリットに変えていくことがコンテンツの保護向上につながる。

#### オープン化も考慮

さらに、第三者によるデジタル・コンテンツの利用を単純に制限するのではなく、オープンソースに代表されるように、第三者による利用を積極的に認めることによりデジタル・コンテンツをより発展させる可能性もあることを考慮する必要がある。デジタル・コンテンツの利用者、利用許諾者のすべてに著作権契約は非常に重要である。しかしながら、著作権契約の重要性を認識している人は非常に少ないように感じられる。すべての人が著作権契約の重要性を認識していないから、そもそも著作権侵害が起きるし、著作物の二次利用ができないなど著作物の有効利用ができなくなる。文化庁では、契約書作成支援システム、契約書作成マニュアルを公開し、比較的簡単に契約書を作成できるように支援している。これらのシステム、マニュアルを利用し積極的に著作権契約を締結すべきである。

いずれにしても、現代社会では著作権にかかわっていない人はいないという現実を理解して、著作権契約の重要性を再認識してほしい。